

令和4年度
千代田区公契約条例に係る
アンケート調査
＜報告書＞

令和5年3月
千代田区

目 次

I 調査の概要

1. 調査目的	1
2. 調査設計	1
3. 調査項目	1
4. 回収結果	1

II 調査の結果

1. 従事者等への公契約条例の周知方法	2
2. 周知カードによる周知方法の事務負担	3
3. 公契約条例に関する相談や問い合わせの有無	4
4. 公契約条例適用による事務負担	5
5. 労務台帳の作成を毎月から四半期毎に変更による事務負担の軽減	6
6. 事務負担軽減のための方法	7
7. 賃金を上げた従事者の有無	8
8. 賃金を上げた従事者の割合	9
9. 従事者の労働意欲向上への効果	10
10. 従事者の生活安定への結び付き	11
11. 下請負者の従事者の社会保険加入の確認方法	12
12. 一人親方となっている従事者の社会保険加入の必要の有無の確認方法	13
13. 適用案件に従事する従事者の人数・構成	14
14. 千代田区公契約条例についての意見・要望	15
15. 賃金実態	
(1) 工事請負契約 平成29年度契約分	16
(2) 工事請負契約 平成31・令和元年度契約分	17
(3) 工事請負契約 令和2年度契約分	18
(4) 工事請負契約 令和3年度契約分	20
(5) 工事請負契約 令和4年度契約分	21
(6) 業務委託契約	22
(7) 指定管理協定	22
16. 業務従事者の日本国籍以外の国籍	23

III 使用した調査票

1. 工事請負契約	24
2. 業務委託契約	28
3. 指定管理協定	32

I 調査の概要

1. 調査目的

平成26年10月に施行した千代田区公契約条例の対象従事者の賃金実態及び労働環境の変化などを把握し、今後の条例の対象範囲、賃金下限額の設定及び条例の周知方法などを検討するための基礎資料とする。

2. 調査設計

- (1) 調査対象 工事請負契約の受注者16者
業務委託契約の受注者53者
指定管理協定の受託者12者 合計81者
- (2) 調査方法 郵送配布・郵送回収法
- (3) 調査期間 令和5年1月13日～令和5年2月15日

3. 調査項目

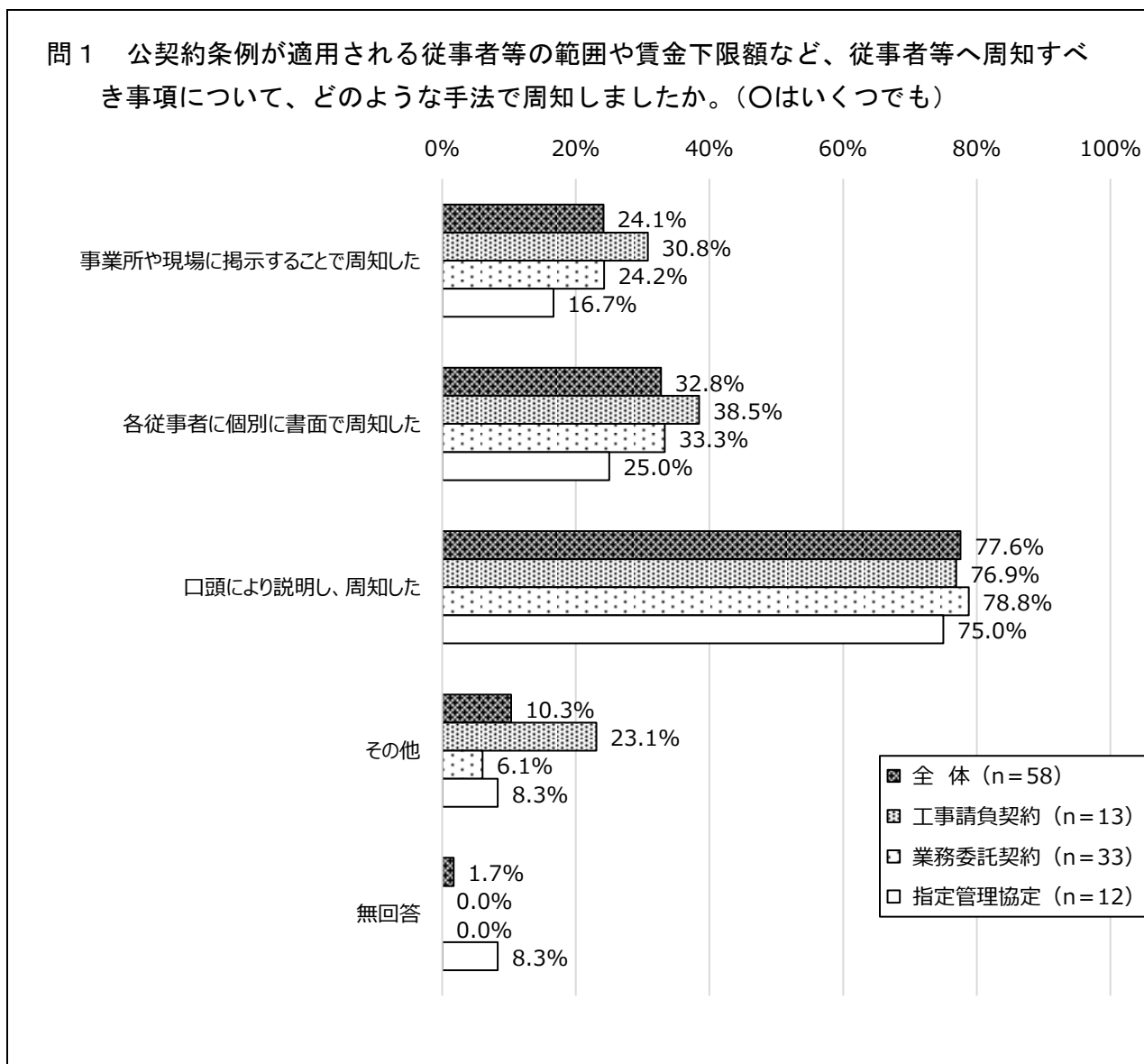
- (1) 従事者等への公契約条例の周知方法 (問1)
- (2) 周知カードによる周知方法の事務負担 (問2)
- (3) 公契約条例に関する相談や問い合わせの有無 (問3)
- (4) 公契約条例適用による事務負担 (問4)
- (5) 労務台帳の作成を毎月から四半期毎に変更による事務負担の軽減 (問4-1)
- (6) 事務負担軽減のための方法 (問5)
- (7) 賃金を上げた従事者の有無 (問6)
- (8) 賃金を上げた従事者の割合 (問6-1)
- (9) 従事者の労働意欲向上への効果 (問7)
- (10) 従事者の生活安定への結び付き (問8)
- (11) 下請負者の従事者の社会保険加入の確認方法 (問9)
- (12) 一人親方となっている従事者の社会保険加入の必要の有無の確認方法
(工事請負契約：問10)
- (13) 適用案件に従事する従事者の人数・構成 (業務委託契約及び指定管理協定：問10)
- (14) 千代田区公契約条例に関しての意見・要望 (問11)
- (15) 賃金実態 (工事請負契約、業務委託契約及び指定管理協定)
- (16) 業務従事者の日本国籍以外の国籍 (工事請負契約、業務委託契約及び指定管理協定)

4. 回収結果

	標本数	有効回収数	有効回収率
全体	81	58	71.6%
工事請負契約の受注者	16	13	81.3%
業務委託契約の受注者	53	33	62.3%
指定管理協定の受託者	12	12	100.0%

II 調査の結果

1. 従事者等への公契約条例の周知方法（問1）



従事者等への公契約条例の周知方法を〈全体〉で見ると、「口頭により説明し、周知した」が77.6%で最も高く、次いで「各従事者に個別に書面で周知した」が32.8%、「事業所や現場に掲示することで周知した」が24.1%の順となっている。

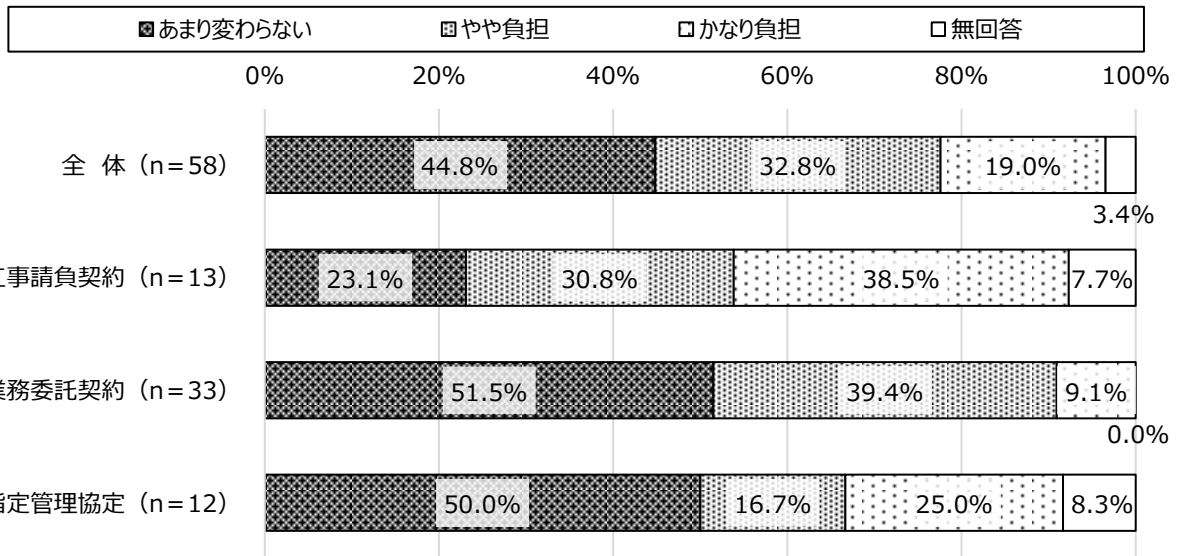
また、「その他」への回答として、〈工事請負契約〉では「工事準備期間の為未通知」、「現場～新規入場する際、個別に書面にて周知する予定」、「一斉メールにより周知した」があげられている。

〈業務委託契約〉では「周知カードの配布」、「周知カードを手渡し説明」があげられている。

〈指定管理協定〉では「上記いずれかの方法でコンソーシアム各社が対応」があげられている。

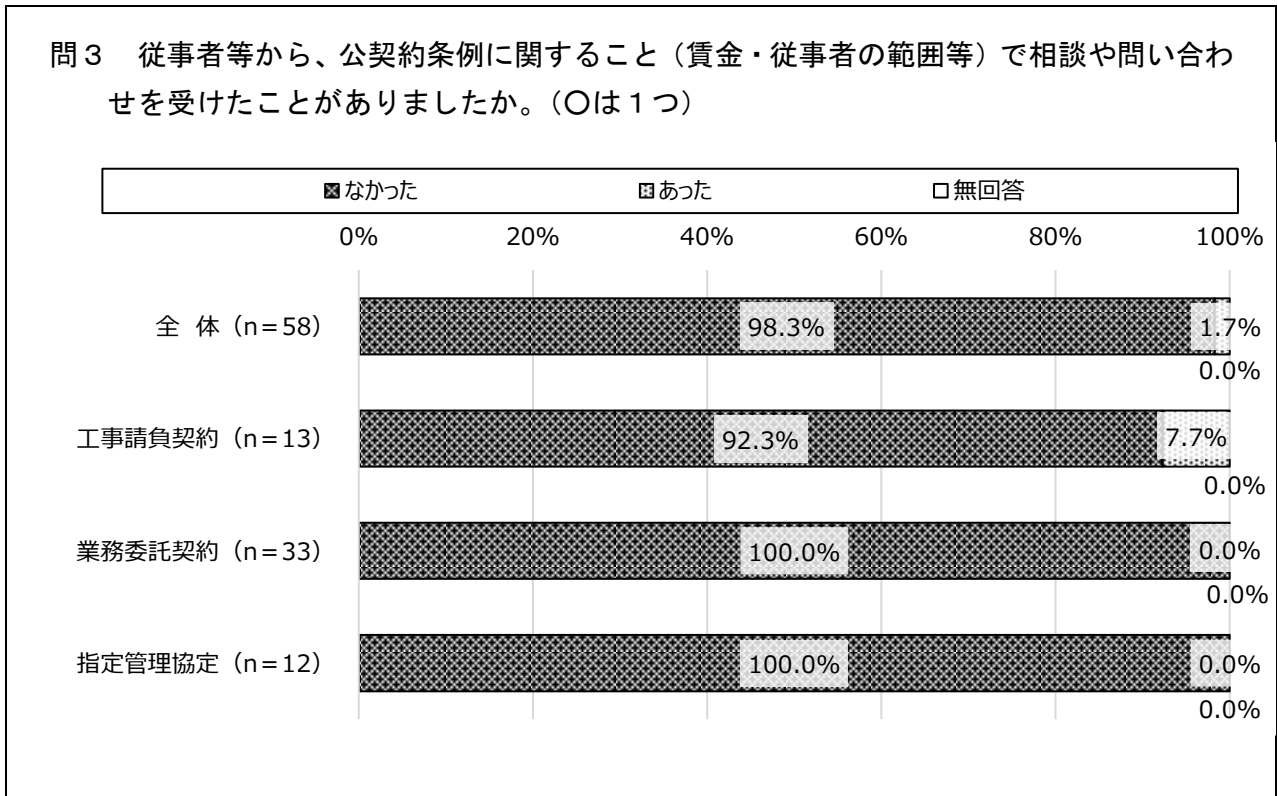
2. 周知カードによる周知方法の事務負担（問2）

問2 公契約条例の周知にあたって周知カード（別紙見本・区が作成して受注者へ送付。従事者受領時、別紙確認書への署名）による周知方法を導入していますが、これはポスターやチラシに比べて事務の負担はどの程度ですか。（○は1つ）



周知カードによる周知方法の事務負担を〈全体〉で見ると、「あまり変わらない」が44.8%で最も高く、次いで「やや負担」が32.8%、「かなり負担」が19.0%の順となっている。

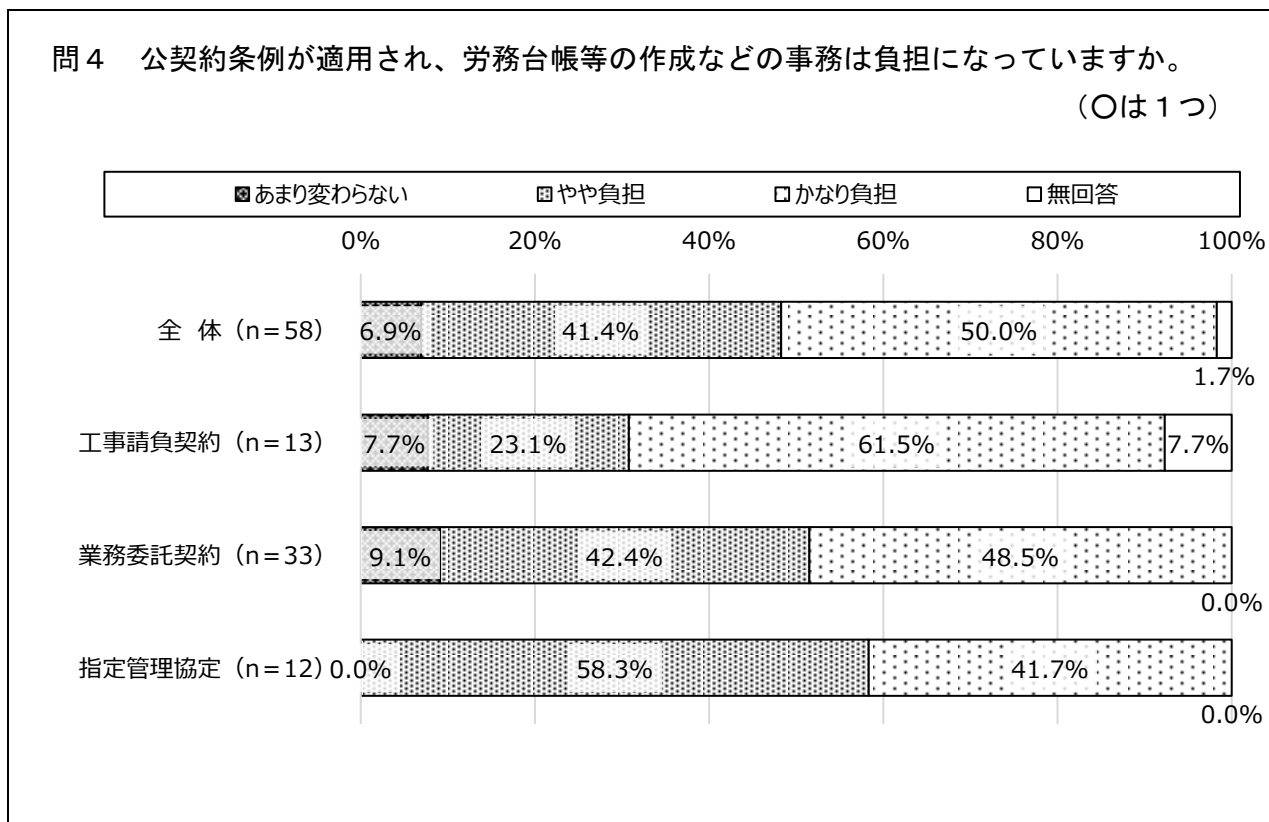
3. 公契約条例に関する相談や問い合わせの有無（問3）



公契約条例に関する相談や問い合わせの有無を〈全体〉で見ると、「なかつた」が98.3%、「あつた」が1.7%となっている。

また、「あつた」と答えた方の具体的内容として、〈工事請負契約〉では「外国人実習生の取扱い、例として型枠大工の手元としている場合は、普通作業員、軽作業員として表現している場合がある（協力業者より相談あり）」があげられている。

4. 公契約条例適用による事務負担（問4）

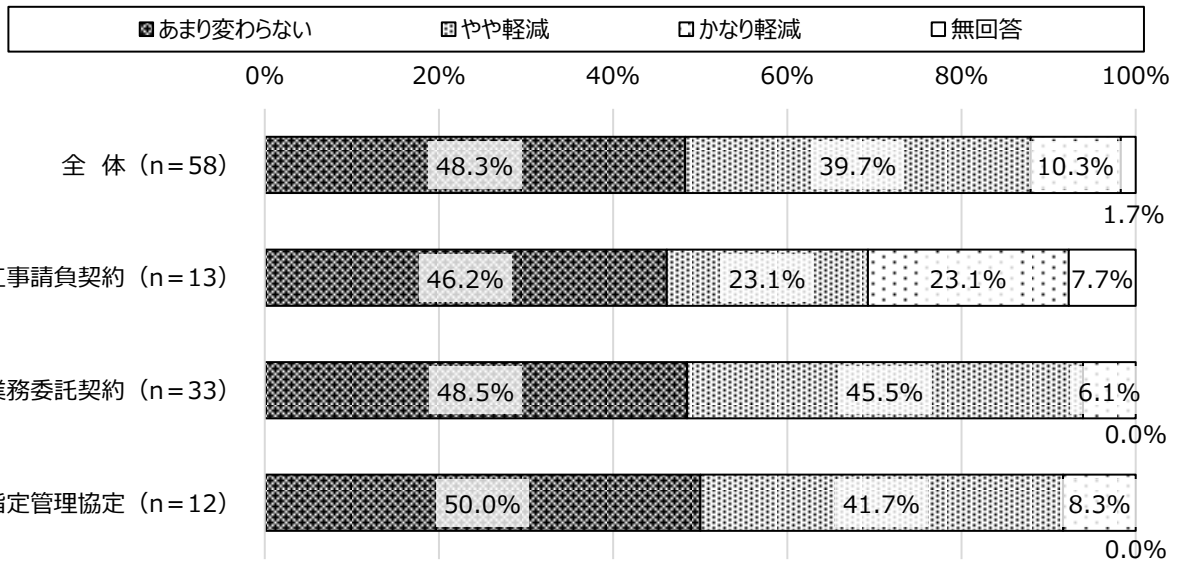


公契約条例適用による事務負担を〈全体〉で見ると、「かなり負担」が50.0%で最も高く、次いで「やや負担」が41.4%、「あまり変わらない」が11.1%の順となっている。

5. 労務台帳の作成を毎月から四半期毎に変更による事務負担の軽減（問4-1）

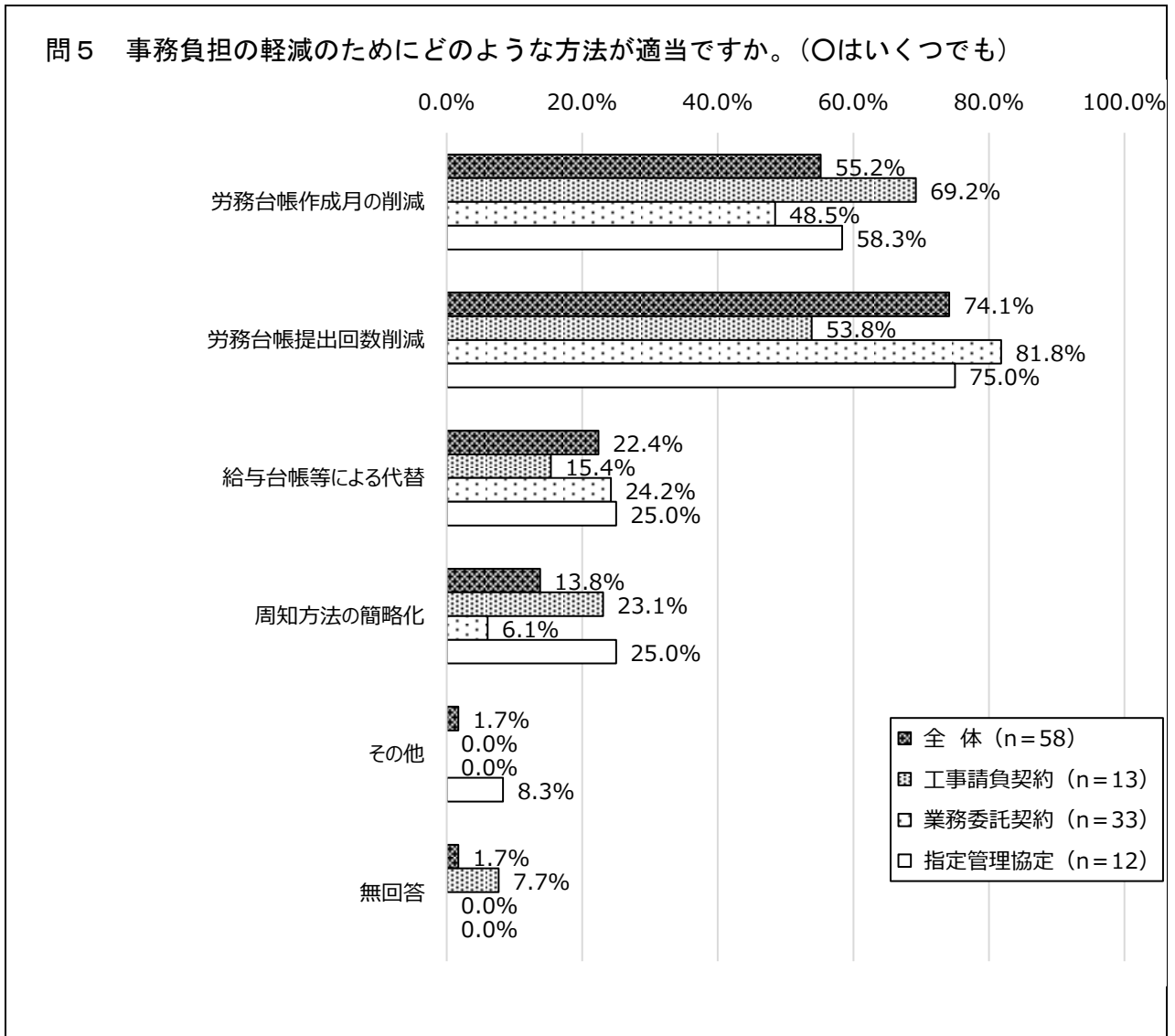
問4-1 令和2年度から全員分の労務台帳の作成を毎月から四半期毎（それ以外の月は新規従事者のみ）に変更しましたが、事務負担は軽減されましたか。

（○は1つ）



労務台帳の作成を毎月から四半期毎の変更による事務負担の軽減を〈全体〉で見ると、「あまり変わらない」が48.3%で最も高く、次いで「やや軽減」が39.7%、「かなり軽減」が10.3%の順となっている。

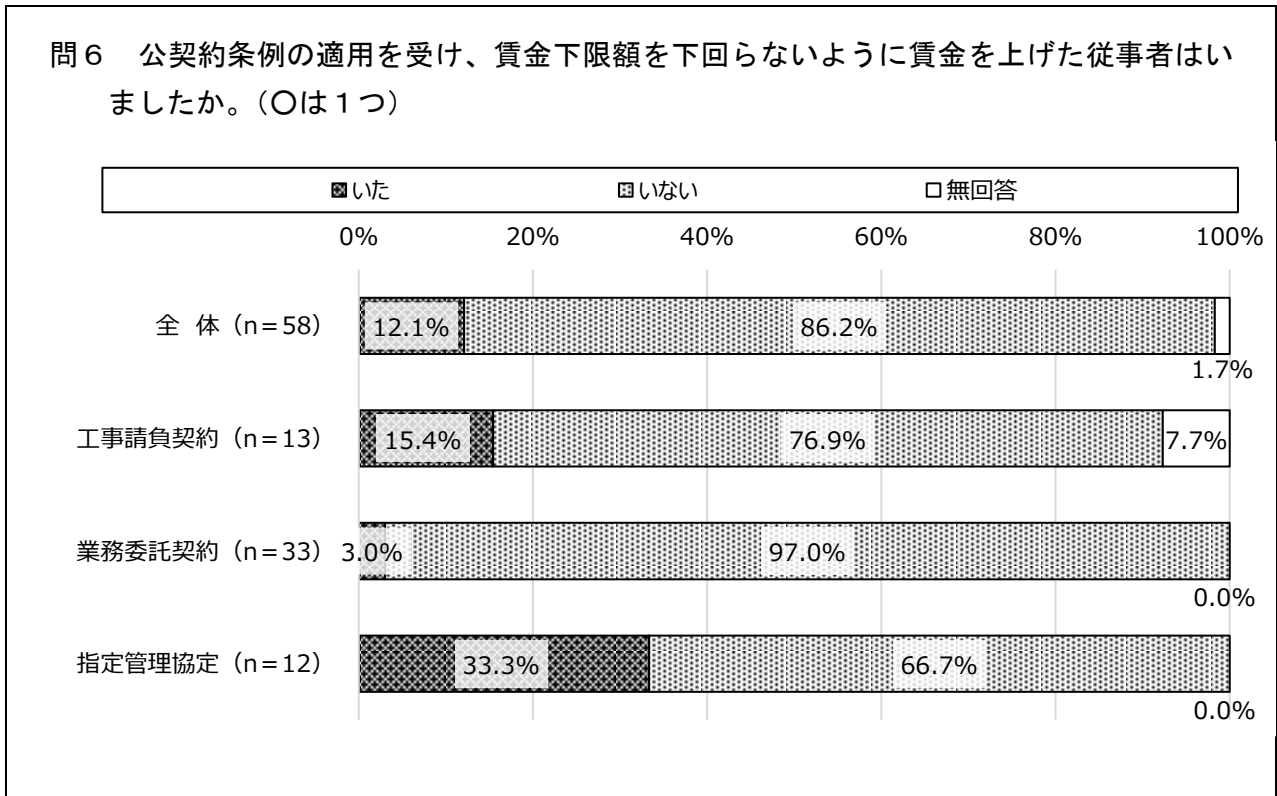
6. 事務負担軽減のための方法（問5）



事務負担軽減のための方法を〈全体〉で見ると、「労務台帳提出回数削減」が74.1%で最も高く、次いで「労務台帳作成月の削減」が55.2%、「給与台帳等による代替」が22.4%、「周知方法の簡略化」が13.8%の順となっている。

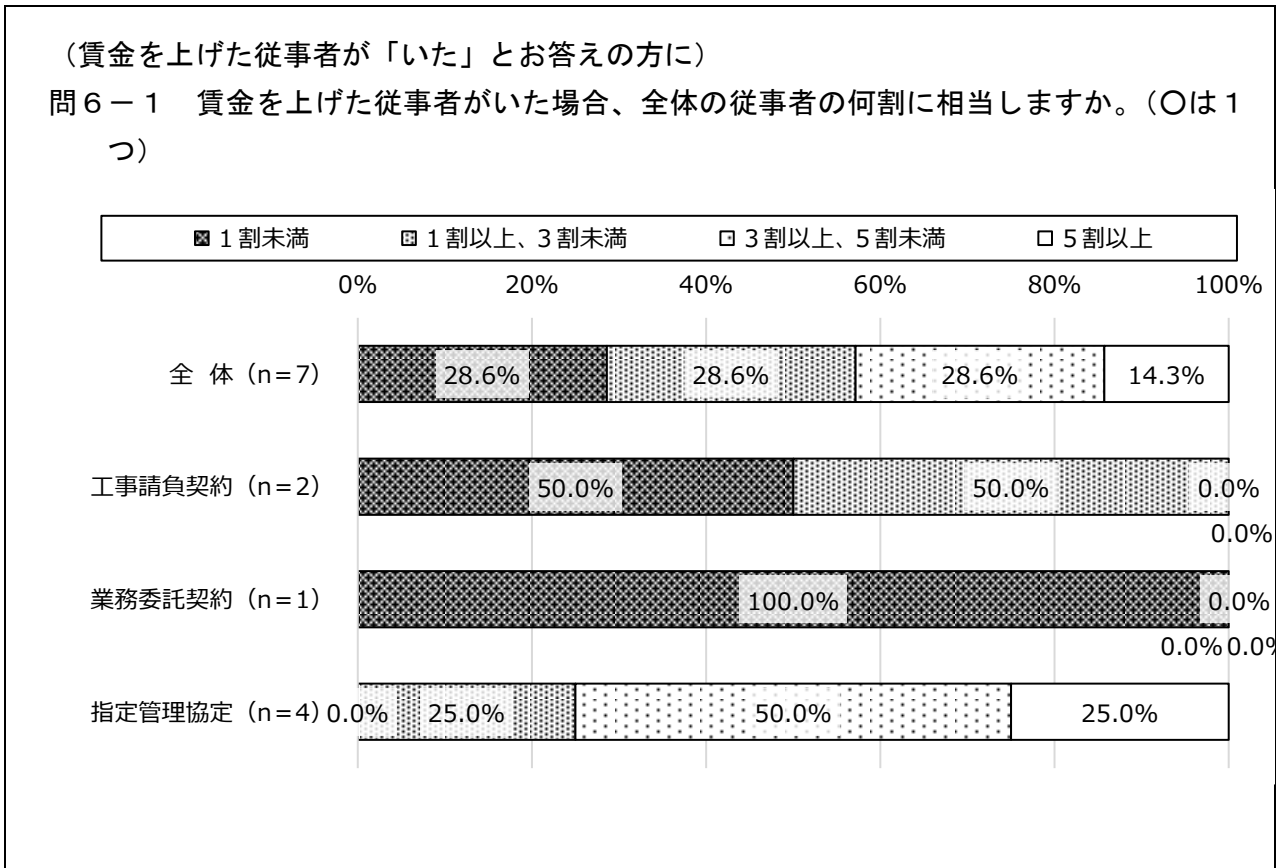
また、「その他」への回答として、〈指定管理協定〉では「公共性の高い団体の提出免除」があげられている。

7. 賃金を上げた従事者の有無（問6）



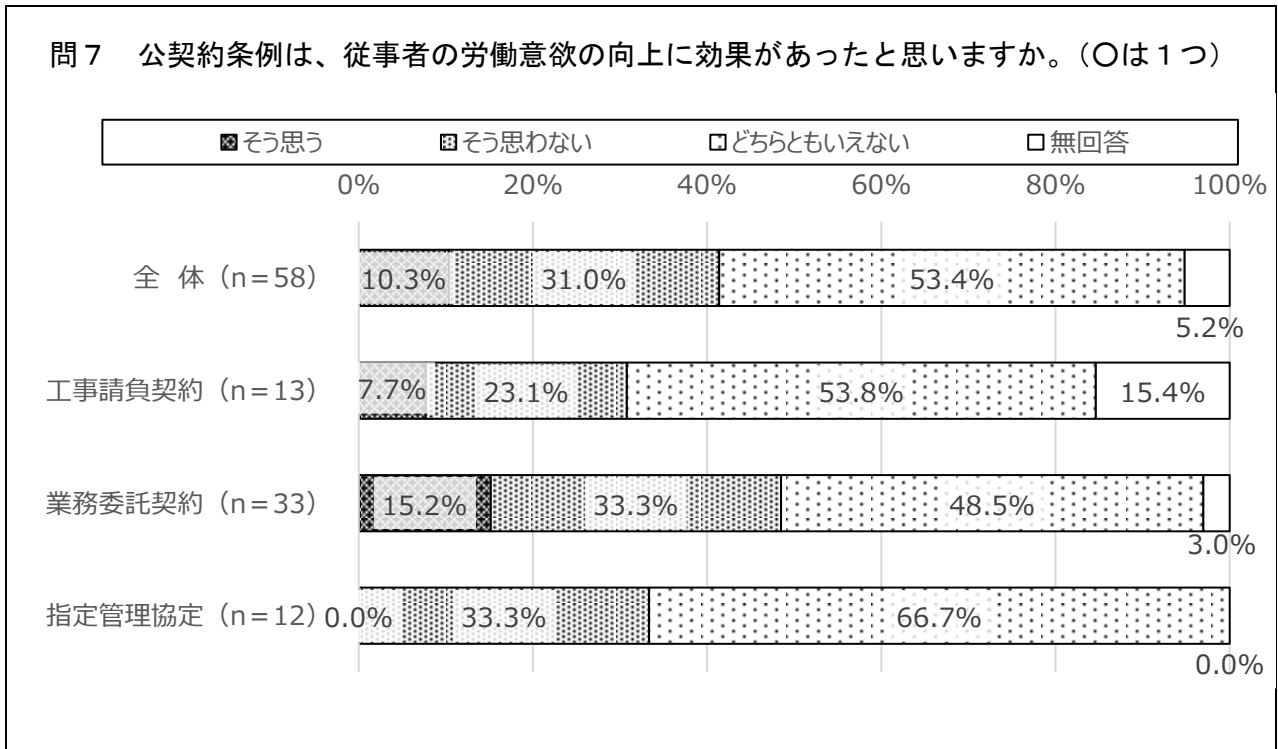
賃金を上げた従事者の有無を〈全体〉で見ると、「いた」が12.1%、「いない」が86.2%となっている。

8. 賃金を上げた従事者の割合（問6-1）



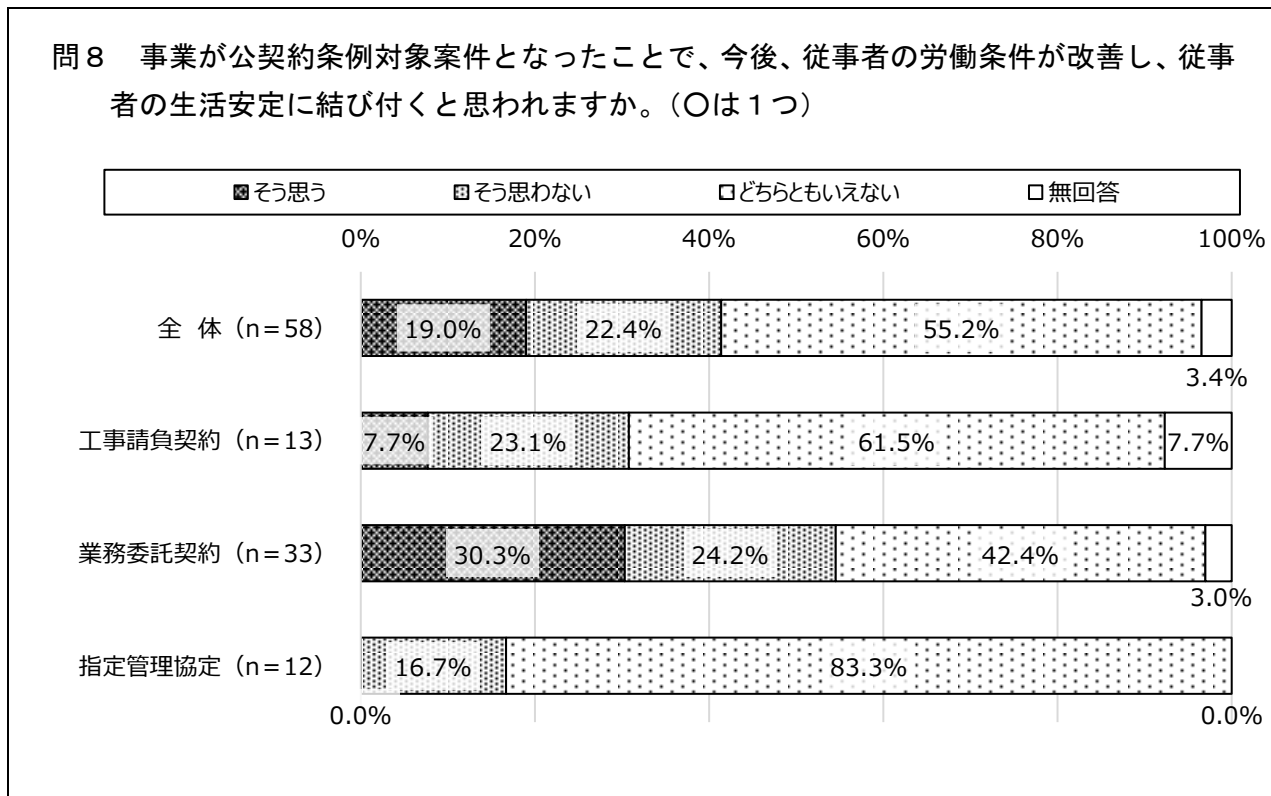
賃金を上げた従事者が「いた」と答えた方（工事請負契約：2件、業務委託契約：1件、指定管理協定：4件）の従事者の割合を〈全体〉でみると、「1割未満」、「1割以上、3割未満」、「3割以上、5割未満」がそれぞれ28.6%、「5割以上」が14.3%となっている。

9. 従事者の労働意欲向上への効果（問7）



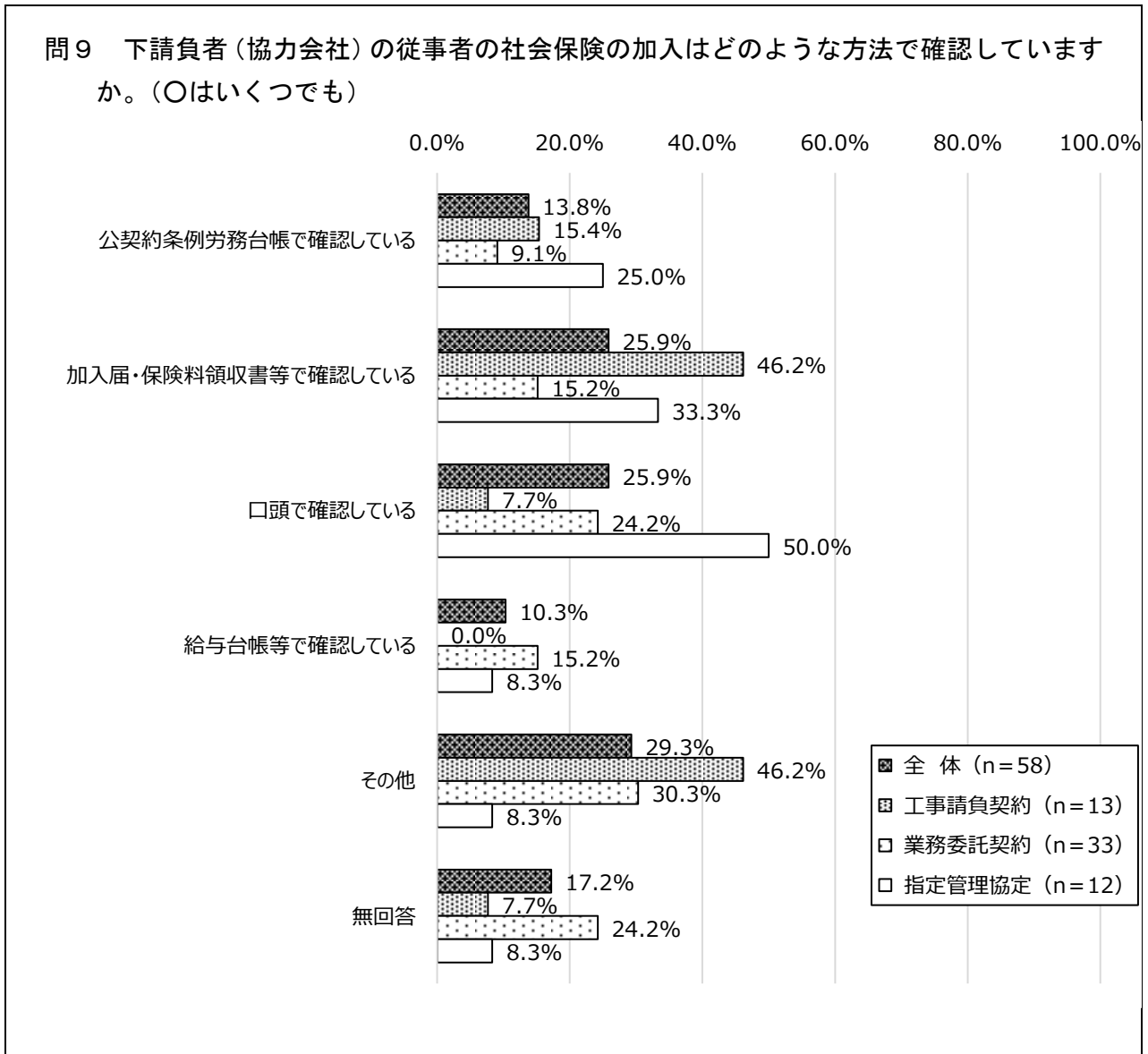
従事者の労働意欲向上への効果を〈全体〉で見ると、「どちらともいえない」が53.4%で最も高く、次いで「そう思わない」が31.0%、「そう思う」が10.3%となっている。

10. 従事者の生活安定への結び付き（問8）



従事者の生活安定への結び付きを〈全体〉で見ると、「どちらともいえない」が55.2%で最も高く、次いで「そう思わない」が22.4%、「そう思う」が19.0%となっている。

11. 下請負者の従事者の社会保険加入の確認方法（問9）



下請負者の従事者の社会保険加入の確認方法を〈全体〉で見ると、「加入届・保険料領収書等で確認している」、「口頭で確認している」がそれぞれ25.9%で最も高く、次いで「公契約条例労務台帳で確認している」が13.8%、「給与台帳等で確認している」が10.3%の順となっている。

また、「その他」への回答として、〈工事請負契約〉では「労務安全に関する提出書類」（2件）、「弊社様式の「自社業態申告書」（3ヶ月毎に更新）にて確認」、「安全書類を電子化して（ビルディ―）必須項目」、「取引調書、施工体制台帳」、「安全書類」があげられている。

〈業務委託契約〉では「下請業者（協力会社）なし」（7件）、「該当なし」（2件）があげられている。

〈指定管理協定〉では回答が記載されていなかった。

12. 一人親方となっている従事者の社会保険加入の必要の有無の確認方法

(工事請負契約：問10)

(工事請負契約：問10)

一人親方となっている従事者の社会保険の加入の必要の有無はどのような方法で確認していますか。(ご自由にご記載ください。)

工事請負契約の受注者10者から回答があった。

- 労務安全に関する提出書類 (2件)
- 労働調査会発行一人親方の「適正な処遇と働き方」法律ハンドブック、国交省HPガイドライン、社労士受験用参考書などを参照して確認
- 保険証コピー、領収書コピー、加入証明のコピーを提出してもらっている
- ビルディへ事前に必要書類を提出させている。新規入場時での労務加入証明書の提示
- 直接本人から加入証の写しを提出させている
- 口頭で確認
- 書面 (加入証明書) の提出
- 口頭・メール等

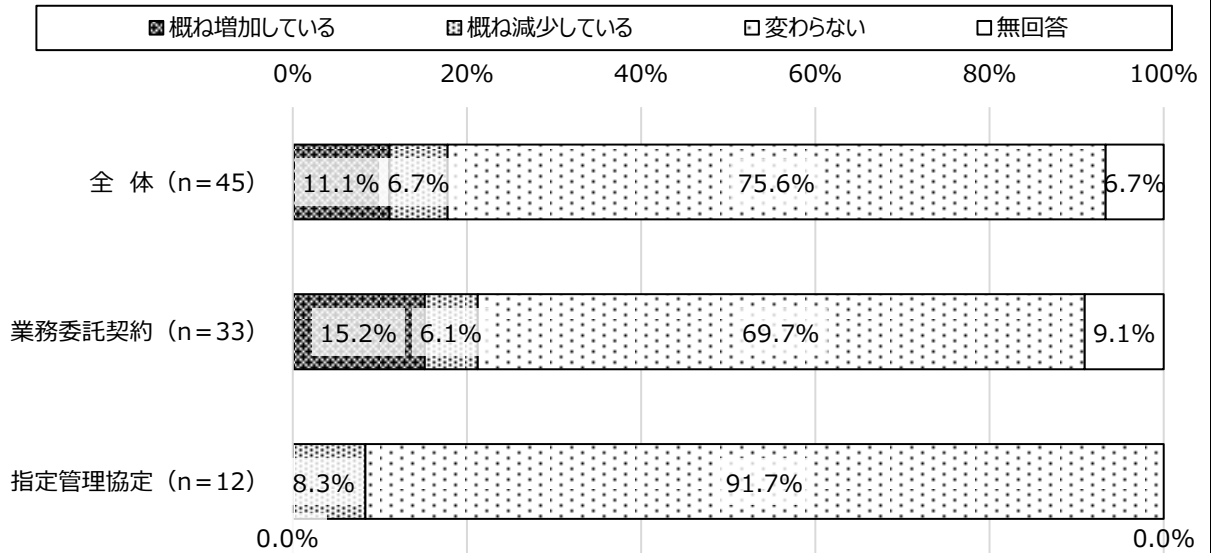
13. 適用案件に従事する従事者の人数・構成（業務委託契約及び指定管理協定：問10）

（業務委託契約及び指定管理協定：問10）

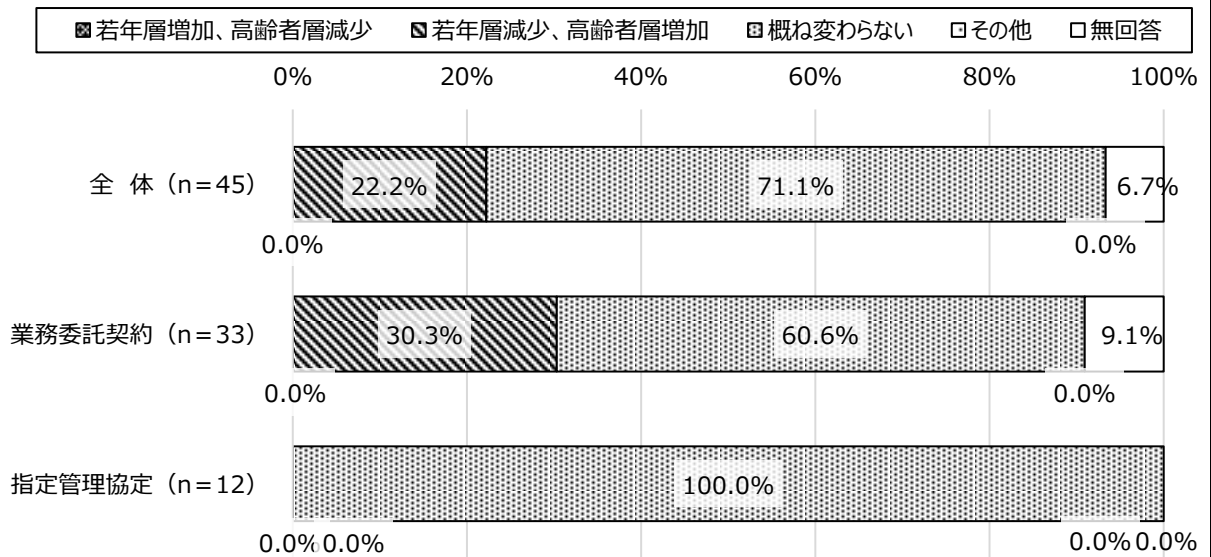
適用案件に従事する従事者の人数や構成は、昨年度と比較して変動していますか。

（それぞれ〇は1つ）

① 従事者の人数



② 従事者の構成



適用案件に従事する従事者の人数を〈全体〉で見ると、「変わらない」が75.6%で最も高く、次いで「概ね増加している」が11.1%、「概ね減少している」が6.7%となっている。

また、従事者の構成を〈全体〉で見ると、「概ね変わらない」が71.1%で最も高く、次いで「若年層減少、高齢者層増加」が22.2%となっている。

14. 千代田区公契約条例についての意見・要望（問11）

問11 その他、千代田区公契約条例についてご意見・ご要望等ございましたら、ご自由にご記載ください。

工事請負契約の受注者1者、業務委託契約の受注者4者、指定管理協定の受託者2者から回答があった。

〈工事請負契約〉

- 労務台帳提出時期に、何らかの形で通知を頂けると助かる

〈業務委託契約〉

- ワーキングプアを生まない、労働市況に応じ、適正に合致した単価設定をされることが望ましい（2件）
- 作成の負担の原因として、従事者が全日条例対象案件に従事しているわけではないため、毎月その日数・時間を抜粋することが手間。逆に、他の業務にも従事する為、元々条例金額より高く全てを設定しているので、給料台帳のみでも良いと思う
- 千代田区は他区に比較して賃金は良いと思う。今後も他区に負けたくない

〈指定管理協定〉

- 提出月が四半期ごとになってだいぶ負担軽減されたが、もう少し簡素化できるとよい。公契約条例の担当になって数年経つが、提出月になると取りまとめの事務が発生し、そのたびに作成に苦勞する
- 保全管理員（設備点検保守）の賃金下限額が民間の実態金額と乖離し高額すぎると思う。施設管理責任者（指導者）とそれ以外の者に賃金下限額を別け、それ以外の者の賃金下限額を民間の責任者以外の実態給与に合わせた金額で設定をして頂きたい

15. 賃金実態

(1) 工事請負契約 平成29年度契約分 ※令和4年8月現在

No.	職種	従事者数(人)	H29 設計労務単価 (A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
1	特殊作業員	0	2,825	0	0%	0	0%	-	-
2	普通作業員	0	2,463	0	0%	0	0%	-	-
3	軽作業員	4	1,763	1,813	103%	2,250	128%	1,922	109%
4	造園工	15	2,513	2,625	104%	3,125	124%	2,925	116%
5	法面工	0	3,213	0	0%	0	0%	-	-
6	とび工	3	3,238	3,571	110%	4,464	138%	4,166	129%
7	石工	0	3,225	0	0%	0	0%	-	-
8	ブロック工	0	2,988	0	0%	0	0%	-	-
9	電工	0	2,988	0	0%	0	0%	-	-
10	鉄筋工	0	3,263	0	0%	0	0%	-	-
11	鉄骨工	0	3,050	0	0%	0	0%	-	-
12	塗装工	0	3,350	0	0%	0	0%	-	-
13	溶接工	0	3,588	0	0%	0	0%	-	-
14	運転手(特殊)	0	2,775	0	0%	0	0%	-	-
15	運転手(一般)	0	2,300	0	0%	0	0%	-	-
16	潜かん工	0	3,563	0	0%	0	0%	-	-
17	潜かん世話役	0	4,213	0	0%	0	0%	-	-
18	さく岩工	0	3,375	0	0%	0	0%	-	-
19	橋りょう特殊工	0	3,563	0	0%	0	0%	-	-
20	橋りょう塗装工	0	3,700	0	0%	0	0%	-	-
21	橋りょう世話役	0	4,075	0	0%	0	0%	-	-
22	土木一般世話役	0	2,913	0	0%	0	0%	-	-
23	高級船員	0	3,450	0	0%	0	0%	-	-
24	普通船員	0	2,725	0	0%	0	0%	-	-
25	潜水士	0	4,863	0	0%	0	0%	-	-
26	潜水連絡員	0	3,350	0	0%	0	0%	-	-
27	潜水送気員	0	3,325	0	0%	0	0%	-	-
28	型わく工	0	3,088	0	0%	0	0%	-	-
29	大工	0	3,038	0	0%	0	0%	-	-
30	左官	0	3,275	0	0%	0	0%	-	-
31	配管工	0	2,613	0	0%	0	0%	-	-
32	はつり工	10	2,975	2,938	99%	3,375	113%	3,063	103%
33	防水工	0	3,550	0	0%	0	0%	-	-
34	板金工	0	3,300	0	0%	0	0%	-	-
35	タイル工	0	2,700	0	0%	0	0%	-	-
36	サッシ工	0	3,038	0	0%	0	0%	-	-
37	内装工	0	3,275	0	0%	0	0%	-	-
38	ガラス工	0	2,950	0	0%	0	0%	-	-
39	建具工	0	2,888	0	0%	0	0%	-	-
40	ダクト工	0	2,588	0	0%	0	0%	-	-
41	保温工	0	2,625	0	0%	0	0%	-	-
42	建築ブロック工	0	2,788	0	0%	0	0%	-	-
43	設備機械工	0	2,663	0	0%	0	0%	-	-
44	交通誘導警備員A	4	1,738	1,654	95%	2,032	117%	1,804	104%
45	交通誘導警備員B	141	1,500	1,370	91%	2,111	141%	1,626	108%

(2) 工事請負契約 平成31・令和元年度契約分 ※令和4年8月現在

No.	職種	従事者数(人)	R元 設計労務単価 (A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
1	特殊作業員		3,025		0%		0%		0%
2	普通作業員		2,638		0%		0%		0%
3	軽作業員		1,888		0%		0%		0%
4	造園工		2,650		0%		0%		0%
5	法面工		3,350		0%		0%		0%
6	とび工		3,375		0%		0%		0%
7	石工		3,413		0%		0%		0%
8	ブロック工		3,163		0%		0%		0%
9	電工		3,188		0%		0%		0%
10	鉄筋工		3,400		0%		0%		0%
11	鉄骨工		3,175		0%		0%		0%
12	塗装工		3,488		0%		0%		0%
13	溶接工		3,738		0%		0%		0%
14	運転手(特殊)		2,975		0%		0%		0%
15	運転手(一般)		2,463		0%		0%		0%
16	潜かん工		3,713		0%		0%		0%
17	潜かん世話役		4,388		0%		0%		0%
18	さく岩工		3,700		0%		0%		0%
19	橋りょう特殊工		3,713		0%		0%		0%
20	橋りょう塗装工		3,850		0%		0%		0%
21	橋りょう世話役		4,250		0%		0%		0%
22	土木一般世話役		3,075		0%		0%		0%
23	高級船員		3,638		0%		0%		0%
24	普通船員		2,875		0%		0%		0%
25	潜水士		5,063		0%		0%		0%
26	潜水連絡員		3,488		0%		0%		0%
27	潜水送気員		3,463		0%		0%		0%
28	型わく工		3,213		0%		0%		0%
29	大工		3,163		0%		0%		0%
30	左官		3,413		0%		0%		0%
31	配管工		2,863		0%		0%		0%
32	はつり工		3,100		0%		0%		0%
33	防水工		3,700		0%		0%		0%
34	板金工		3,438		0%		0%		0%
35	タイル工		2,850		0%		0%		0%
36	サッシ工		3,163		0%		0%		0%
37	内装工		3,413		0%		0%		0%
38	ガラス工		3,075		0%		0%		0%
39	建具工		3,038		0%		0%		0%
40	ダクト工		2,788		0%		0%		0%
41	保温工		2,825		0%		0%		0%
42	建築ブロック工		2,925		0%		0%		0%
43	設備機械工		2,875		0%		0%		0%
44	交通誘導警備員A		1,900		0%		0%		0%
45	交通誘導警備員B		1,650		0%		0%		0%

(3) 工事請負契約 令和2年度契約分 ※令和4年8月現在

No.	職種	従事者数(人)	R2 設計労務単価 (A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
1	特殊作業員	10	3,075	2,715	88%	3,677	120%	2,946	96%
2	普通作業員	63	2,688	1,559	58%	4,563	170%	2,784	104%
3	軽作業員	70	1,925	1,656	86%	3,175	165%	2,145	111%
4	造園工	0	2,650	0	0%	0	0%	-	-
5	法面工	0	3,388	0	0%	0	0%	-	-
6	とび工	17	3,413	2,943	86%	4,601	135%	3,247	95%
7	石工	0	3,413	0	0%	0	0%	-	-
8	ブロック工	0	3,163	0	0%	0	0%	-	-
9	電工	3	3,188	2,774	87%	3,638	114%	3,271	103%
10	鉄筋工	35	3,450	2,956	86%	4,250	123%	3,948	114%
11	鉄骨工	0	3,213	0	0%	0	0%	-	-
12	塗装工	0	3,538	0	0%	0	0%	-	-
13	溶接工	0	3,775	0	0%	0	0%	-	-
14	運転手(特殊)	17	3,025	2,651	88%	5,344	177%	3,035	100%
15	運転手(一般)	0	2,513	0	0%	0	0%	-	-
16	潜かん工	0	3,750	0	0%	0	0%	-	-
17	潜かん世話役	0	4,438	0	0%	0	0%	-	-
18	さく岩工	0	3,738	0	0%	0	0%	-	-
19	橋りょう特殊工	0	3,750	0	0%	0	0%	-	-
20	橋りょう塗装工	0	3,900	0	0%	0	0%	-	-
21	橋りょう世話役	0	4,300	0	0%	0	0%	-	-
22	土木一般世話役	0	3,088	0	0%	0	0%	-	-
23	高級船員	0	3,650	0	0%	0	0%	-	-
24	普通船員	0	2,888	0	0%	0	0%	-	-
25	潜水士	0	5,125	0	0%	0	0%	-	-
26	潜水連絡員	0	3,538	0	0%	0	0%	-	-
27	潜水送気員	0	3,513	0	0%	0	0%	-	-
28	型わく工	50	3,250	2,375	73%	4,219	130%	3,012	93%
29	大工	0	3,200	0	0%	0	0%	-	-
30	左官	0	3,463	0	0%	0	0%	-	-
31	配管工	0	2,863	0	0%	0	0%	-	-
32	はつり工	10	3,138	2,875	92%	2,875	92%	2,875	92%
33	防水工	0	3,738	0	0%	0	0%	-	-
34	板金工	0	3,488	0	0%	0	0%	-	-
35	タイル工	0	2,925	0	0%	0	0%	-	-
36	サッシ工	0	3,200	0	0%	0	0%	-	-
37	内装工	0	3,463	0	0%	0	0%	-	-
38	ガラス工	0	3,113	0	0%	0	0%	-	-
39	建具工	0	3,113	0	0%	0	0%	-	-
40	ダクト工	0	2,788	0	0%	0	0%	-	-
41	保温工	0	2,838	0	0%	0	0%	-	-
42	建築ブロック工	0	3,000	0	0%	0	0%	-	-
43	設備機械工	0	2,875	0	0%	0	0%	-	-
44	交通誘導警備員A	0	1,938	0	0%	0	0%	-	-
45	交通誘導警備員B	16	1,688	1,525	90%	1,787	106%	1,571	93%

※31「配管工」に回答した受注者は1者であり、「協力会社未決の為、記載する事が出来ません」との回答である。

※40「ダクト工」に回答した受注者は1者であり、「協力会社未決の為、記載する事が出来ません」との回答である。

※41「保温工」に回答した受注者は1者であり、「協力会社未決の為、記載する事が出来ません」との回答である。

※43「設備機械工」に回答した受注者は1者であり、「協力会社未決の為、記載する事が出来ません」との回答である。

(4) 工事請負契約 令和3年度契約分 ※令和4年8月現在

No.	職種	従事者数(人)	R2 計労務単価 (R3年度もR2単価 使用) (A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
1	特殊作業員	2	3,075	2,989	97%	7,252	236%	5,120	167%
2	普通作業員	8	2,688	2,662	99%	3,110	116%	2,777	103%
3	軽作業員	0	1,925	0	0%	0	0%	-	-
4	造園工	0	2,650	0	0%	0	0%	-	-
5	法面工	0	3,388	0	0%	0	0%	-	-
6	とび工	0	3,413	0	0%	0	0%	-	-
7	石工	0	3,413	0	0%	0	0%	-	-
8	ブロック工	0	3,163	0	0%	0	0%	-	-
9	電工	0	3,188	0	0%	0	0%	-	-
10	鉄筋工	0	3,450	0	0%	0	0%	-	-
11	鉄骨工	0	3,213	0	0%	0	0%	-	-
12	塗装工	0	3,538	0	0%	0	0%	-	-
13	溶接工	0	3,775	0	0%	0	0%	-	-
14	運転手(特殊)	2	3,025	3,677	122%	2,699	89%	3,188	105%
15	運転手(一般)	0	2,513	0	0%	0	0%	-	-
16	潜かん工	0	3,750	0	0%	0	0%	-	-
17	潜かん世話役	0	4,438	0	0%	0	0%	-	-
18	さく岩工	0	3,738	0	0%	0	0%	-	-
19	橋りょう特殊工	0	3,750	0	0%	0	0%	-	-
20	橋りょう塗装工	0	3,900	0	0%	0	0%	-	-
21	橋りょう世話役	0	4,300	0	0%	0	0%	-	-
22	土木一般世話役	0	3,088	0	0%	0	0%	-	-
23	高級船員	0	3,650	0	0%	0	0%	-	-
24	普通船員	0	2,888	0	0%	0	0%	-	-
25	潜水士	0	5,125	0	0%	0	0%	-	-
26	潜水連絡員	0	3,538	0	0%	0	0%	-	-
27	潜水送気員	0	3,513	0	0%	0	0%	-	-
28	型わく工	0	3,250	0	0%	0	0%	-	-
29	大工	0	3,200	0	0%	0	0%	-	-
30	左官	0	3,463	0	0%	0	0%	-	-
31	配管工	0	2,863	0	0%	0	0%	-	-
32	はつり工	2	3,138	3,556	113%	4,000	127%	3,778	120%
33	防水工	0	3,738	0	0%	0	0%	-	-
34	板金工	0	3,488	0	0%	0	0%	-	-
35	タイル工	0	2,925	0	0%	0	0%	-	-
36	サッシ工	0	3,200	0	0%	0	0%	-	-
37	内装工	0	3,463	0	0%	0	0%	-	-
38	ガラス工	0	3,113	0	0%	0	0%	-	-
39	建具工	0	3,113	0	0%	0	0%	-	-
40	ダクト工	0	2,788	0	0%	0	0%	-	-
41	保温工	0	2,838	0	0%	0	0%	-	-
42	建築ブロック工	0	3,000	0	0%	0	0%	-	-
43	設備機械工	0	2,875	0	0%	0	0%	-	-
44	交通誘導警備員A	5	1,938	1,708	88%	2,473	128%	1,854	96%
45	交通誘導警備員B	41	1,688	1,370	81%	2,029	120%	1,615	96%

(5) 工事請負契約 令和4年度契約分 ※令和4年8月現在

No.	職種	従事者数(人)	R4 計労務単価 (A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
1	特殊作業員	0	3,213	0	0%	0	0%	-	-
2	普通作業員	3	2,788	2,539	91%	2,634	94%	2,577	92%
3	軽作業員	0	1,950	0	0%	0	0%	-	-
4	造園工	0	2,750	0	0%	0	0%	-	-
5	法面工	0	3,513	0	0%	0	0%	-	-
6	とび工	0	3,488	0	0%	0	0%	-	-
7	石工	0	3,413	0	0%	0	0%	-	-
8	ブロック工	0	3,163	0	0%	0	0%	-	-
9	電工	0	3,338	0	0%	0	0%	-	-
10	鉄筋工	0	3,513	0	0%	0	0%	-	-
11	鉄骨工	0	3,213	0	0%	0	0%	-	-
12	塗装工	0	3,788	0	0%	0	0%	-	-
13	溶接工	0	3,913	0	0%	0	0%	-	-
14	運転手(特殊)	0	3,163	0	0%	0	0%	-	-
15	運転手(一般)	0	2,638	0	0%	0	0%	-	-
16	潜かん工	0	3,888	0	0%	0	0%	-	-
17	潜かん世話役	0	4,613	0	0%	0	0%	-	-
18	さく岩工	0	3,913	0	0%	0	0%	-	-
19	橋りょう特殊工	0	3,800	0	0%	0	0%	-	-
20	橋りょう塗装工	0	3,900	0	0%	0	0%	-	-
21	橋りょう世話役	0	4,463	0	0%	0	0%	-	-
22	土木一般世話役	0	3,313	0	0%	0	0%	-	-
23	高級船員	0	3,813	0	0%	0	0%	-	-
24	普通船員	0	3,025	0	0%	0	0%	-	-
25	潜水士	0	5,300	0	0%	0	0%	-	-
26	潜水連絡員	0	3,788	0	0%	0	0%	-	-
27	潜水送気員	0	3,688	0	0%	0	0%	-	-
28	型わく工	0	3,325	0	0%	0	0%	-	-
29	大工	0	3,200	0	0%	0	0%	-	-
30	左官	0	3,513	0	0%	0	0%	-	-
31	配管工	4	3,013	2,712	90%	2,712	90%	2,712	90%
32	はつり工	0	3,200	0	0%	0	0%	-	-
33	防水工	0	3,788	0	0%	0	0%	-	-
34	板金工	0	3,638	0	0%	0	0%	-	-
35	タイル工	0	3,038	0	0%	0	0%	-	-
36	サッシ工	0	3,338	0	0%	0	0%	-	-
37	内装工	0	3,500	0	0%	0	0%	-	-
38	ガラス工	0	3,300	0	0%	0	0%	-	-
39	建具工	0	3,238	0	0%	0	0%	-	-
40	ダクト工	0	2,975	0	0%	0	0%	-	-
41	保温工	0	2,888	0	0%	0	0%	-	-
42	建築ブロック工	0	3,113	0	0%	0	0%	-	-
43	設備機械工	0	2,913	0	0%	0	0%	-	-
44	交通誘導警備員A	0	2,050	0	0%	0	0%	-	-
45	交通誘導警備員B	0	1,775	0	0%	0	0%	-	-

(6) 業務委託契約 ※令和4年8月現在

業務の区分	職種	従事者数 (人)	R4 賃金下限額 (A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
(1)施設管理業務	設備点検保守	24	1,969	1,969	100%	2,470	125%	2,075	105%
	警備員	36	1,463	1,463	100%	1,500	103%	1,472	101%
	清掃員	70	1,122	1,122	100%	1,812	161%	1,200	107%
	受付	14	1,104	1,104	100%	1,200	109%	1,168	106%
	その他	51	1,104	1,104	100%	1,500	136%	1,193	108%
(2)給食調理業務	給食調理	25	1,104	1,122	102%	2,235	202%	1,310	119%
	配膳員	4	1,104	1,150	104%	1,150	104%	1,150	104%
	その他	6	1,104	1,200	109%	1,250	113%	1,198	109%
(3)清掃業務 (公園等清掃・緑地帯維持管理)	清掃員	33	1,122	1,122	100%	3,355	299%	1,543	138%
	作業員	14	1,104	1,104	100%	2,180	197%	1,708	155%
	その他	14	1,104	1,104	100%	1,988	180%	1,529	139%
(4)廃棄物、資源等回収業務	作業員	6	1,104	1,150	104%	1,187	108%	1,162	105%
	運転手	6	1,104	1,150	104%	2,125	192%	1,414	128%
	その他	0	1,104	0	0%	0	0%	-	-
(5)窓口、管理業務	窓口、管理業務	102	1,104	1,430	130%	2,000	181%	1,587	144%
	その他	56	1,104	1,108	100%	3,379	306%	2,023	183%

※ (1) 施設管理業務の「設備点検保守」に回答した受注者は6者であるが、平均時給は5者のみの回答である。

※ (1) 施設管理業務の「警備員」に回答した受注者は5者であるが、平均時給は4者のみの回答である。

※ (1) 施設管理業務の「清掃員」に回答した受注者は8者であるが、平均時給は7者のみの回答である。

※ (1) 施設管理業務の「受付」に回答した受注者は4者であるが、平均時給は3者のみの回答である。

※ (1) 施設管理業務の「その他」に回答した受注者は4者であるが、平均時給は3者のみの回答である。

※ (3) 清掃業務の「清掃員」に回答した受注者は4者であるが、最高時給・平均時給は2者のみの回答である。

(7) 指定管理協定 ※令和4年8月現在

業務の区分	職種	従事者数 (人)	R4 賃金下限額 (A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
施設管理業務等 (窓口・清掃・廃棄物処理を含む)	設備点検保守	36	1,969	1,368	69%	3,938	200%	2,233	113%
	警備員	31	1,463	1,463	100%	2,467	169%	1,639	112%
	清掃員	26	1,122	1,150	102%	1,815	162%	1,392	124%
	受付	49	1,104	1,105	100%	4,455	404%	1,639	148%
	作業員	2	1,104	1,923	174%	2,337	212%	2,130	193%
	運転手	0	1,104	0	0%	0	0%	-	-
	窓口、管理業務	168	1,104	1,110	101%	3,928	356%	1,964	178%
	その他	75	1,104	1,104	100%	3,216	291%	1,606	145%
介護業務(支援員等を含む)	生活相談員	9	1,104	1,541	140%	2,039	185%	1,896	172%
	看護師	18	1,478	1,889	128%	2,705	183%	2,112	143%
	保健師	0	1,478	0	0%	0	0%	-	-
	介護職員	120	1,122	1,100	98%	2,530	225%	1,700	152%
	機能訓練指導員等	3	1,104	1,341	121%	1,718	156%	1,587	144%
専門業務	栄養士・調理師	7	1,440	1,217	85%	2,137	148%	1,683	117%
	事務員	2	1,104	1,200	109%	1,999	181%	1,600	145%
	施設長	1	1,104	3,040	275%	3,040	275%	3,040	275%

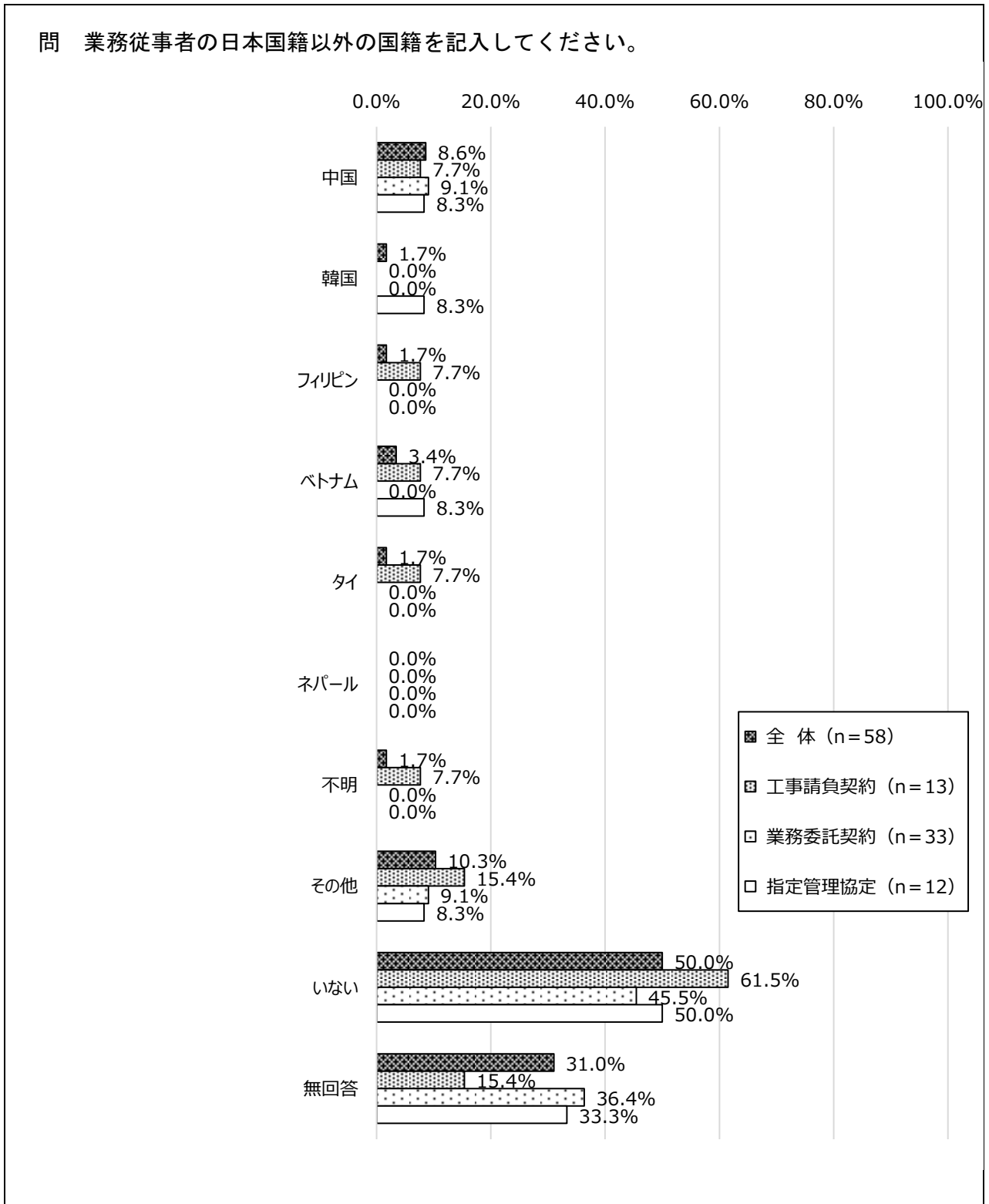
※施設管理業務の「設備点検保守」に回答した受注者は5者であるが、最低時給・最高時給・平均時給は4者のみの回答である。

※施設管理業務の「警備員」に回答した受注者は5者であるが、最低時給・最高時給・平均時給は4者のみの回答である。

※施設管理業務の「窓口、管理業務」に回答した受注者は5者であるが、最低時給・最高時給・平均時給は4者のみの回答である。

※施設管理業務の「その他」に回答した受注者は6者であるが、最高時給・平均時給は5者のみの回答である。

16. 業務従事者の日本国籍以外の国籍



業務従事者の日本国籍以外の国籍を〈全体〉で見ると、「中国」が8.6%、「ベトナム」が3.4%となっており、「いない」は50.0%となっている。

また、「その他」への回答として、〈工事請負契約〉では「インドネシア」、「カンボジア」、「ミャンマー」があげられている。

〈業務委託契約〉では「マレーシア」、「スロバキア」、「ミャンマー」があげられている。

〈指定管理協定〉では「インドネシア」があげられている。

Ⅲ 使用した調査票

1. 工事請負契約

千代田区公契約条例に係るアンケート調査（工事）

問1 公契約条例が適用される従事者等の範囲や賃金下限額など、従事者等へ周知すべき事項について、どのような手法で周知しましたか。（〇はいくつでも）

- | |
|----------------------|
| 1 事業所や現場に掲示することで周知した |
| 2 各従事者に個別に書面で周知した |
| 3 口頭により説明し、周知した |
| 4 その他（具体的に _____） |

問2 公契約条例の周知にあたって周知カード（別紙見本・区が作成して受注者へ送付。従事者受領時、別紙確認書への署名）による周知方法を導入していますが、これはポスターやチラシに比べて事務の負担はどの程度ですか。（〇は1つ）

- | | | |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや負担 | 3 かなり負担 |
|------------|--------|---------|

問3 従事者等から、公契約条例に関すること（賃金・従事者の範囲等）で相談や問い合わせを受けたことがありましたか。（〇は1つ）

- | | |
|--------|-------|
| 1 なかった | 2 あった |
|--------|-------|

「2 あった」とお答えの方は、具体的に内容を記載してください。

問4 公契約条例が適用され、労務台帳等の作成などの事務は負担になっていますか。（〇は1つ）

- | | | |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや負担 | 3 かなり負担 |
|------------|--------|---------|

問4-1 令和2年度から全員分の労務台帳の作成を毎月から四半期毎（それ以外の月は新規従事者のみ）に変更しましたが、事務負担は軽減されましたか。（〇は1つ）

- | | | |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや軽減 | 3 かなり軽減 |
|------------|--------|---------|

問5 事務負担の軽減のためにどのような方法が適当ですか。（〇はいくつでも）

- | | | |
|--------------|--------------|-----------|
| 1 労務台帳作成月の削減 | 3 給与台帳等による代替 | 5 その他 |
| 2 労務台帳提出回数削減 | 4 周知方法の簡略化 | (_____) |

問6 公契約条例の適用を受け、賃金下限額を下回らないように賃金を上げた従事者はいましたか。（〇は1つ）

- | | | |
|------|--------|-------|
| 1 いた | → 6-1へ | 2 いない |
|------|--------|-------|

(問6で「1 いた」とお答えの方に)

問6-1 賃金を上げた従事者がいた場合、全体の従事者の何割に相当しますか。(○は1つ)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 1割未満 | 3 3割以上、5割未満 |
| 2 1割以上、3割未満 | 4 5割以上 |

問7 公契約条例は、従事者の労働意欲の向上に効果があったと思いますか。(○は1つ)

- | | | |
|--------|----------|-------------|
| 1 そう思う | 2 そう思わない | 3 どちらともいえない |
|--------|----------|-------------|

問8 事業が公契約条例対象案件となったことで、今後、従事者の労働条件が改善し、従事者の生活安定に結び付くと思われませんか。(○は1つ)

- | | | |
|--------|----------|-------------|
| 1 そう思う | 2 そう思わない | 3 どちらともいえない |
|--------|----------|-------------|

問9 下請負者(協力会社)の従事者の社会保険の加入はどのような方法で確認していますか。
(○はいくつでも)

- | |
|----------------------|
| 1 公契約条例労務台帳で確認している |
| 2 加入届・保険料領収書等で確認している |
| 3 口頭で確認している |
| 4 給与台帳等で確認している |
| 5 その他(具体的に) |

問10 一人親方となっている従事者の社会保険の加入の必要の有無はどのような方法で確認していますか。(ご自由にご記載ください。)

--

問11 その他、千代田区公契約条例に関してご意見・ご要望等ございましたら、ご自由にご記載ください。

--

ご協力ありがとうございました。

賃金実態等に関する設問(工事)

1. 下記の表中に該当する従事者の人数、時給を記入してください。

※下請負者を含む全ての従事者の令和4年8月時点のデータを記入してください。

No.	職種	従事者数 (人)	時給(円)		
			最低	最高	平均
1	特殊作業員				
2	普通作業員				
3	軽作業員				
4	造園工				
5	法面工				
6	とび工				
7	石工				
8	ブロック工				
9	電工				
10	鉄筋工				
11	鉄骨工				
12	塗装工				
13	溶接工				
14	運転手(特殊)				
15	運転手(一般)				
16	潜かん工				
17	潜かん世話役				
18	さく岩工				
19	橋りょう特殊工				
20	橋りょう塗装工				
21	橋りょう世話役				
22	土木一般世話役				
23	高級船員				
24	普通船員				
25	潜水士				
26	潜水連絡員				
27	潜水送気員				

28	型わく工				
29	大工				
30	左官				
31	配管工				
32	はつり工				
33	防水工				
34	板金工				
35	タイル工				
36	サッシ工				
37	内装工				
38	ガラス工				
39	建具工				
40	ダクト工				
41	保温工				
42	建築ブロック工				
43	設備機械工				
44	交通誘導警備員A				
45	交通誘導警備員B				

2. 公契約条例対象契約の契約年度(契約日の属する年度)を選択してください。

(下記の内一つに○を付けてください。)

1.平成29年度 2. 平成31年度・令和元年度 3.令和2年度 4.令和3年度 5.令和4年度

3. 業務従事者の国籍を記入してください。(該当するものに○をつけ国籍を記入してください)

1.中国 2.韓国 3.フィリピン 4.ベトナム 5.タイ 6.ネパール

7.不明 8.その他 (・ ・)

9.いない

2. 業務委託契約

千代田区公契約条例に係るアンケート調査（委託）

問1 公契約条例が適用される従事者等の範囲や賃金下限額など、従事者等へ周知すべき事項について、どのような手法で周知しましたか。（〇はいくつでも）

- | |
|----------------------|
| 1 事業所や現場に掲示することで周知した |
| 2 各従事者に個別に書面で周知した |
| 3 口頭により説明し、周知した |
| 4 その他（具体的に _____） |

問2 公契約条例の周知にあたって周知カード（別紙見本・区が作成して受注者へ送付。従事者受領時、別紙確認書への署名）による周知方法を導入していますが、これはポスターやチラシに比べて事務の負担はどの程度ですか。（〇は1つ）

- | | | |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや負担 | 3 かなり負担 |
|------------|--------|---------|

問3 従事者等から、公契約条例に関すること（賃金・従事者の範囲等）で相談や問い合わせを受けたことがありましたか。（〇は1つ）

- | | |
|--------|-------|
| 1 なかった | 2 あった |
|--------|-------|

「2 あった」とお答えの方は、具体的に内容を記載してください。

問4 公契約条例が適用され、労務台帳等の作成などの事務は負担になっていますか。（〇は1つ）

- | | | |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや負担 | 3 かなり負担 |
|------------|--------|---------|

問4-1 令和2年度から全員分の労務台帳の作成を毎月から四半期毎（それ以外の月は新規従事者のみ）に変更しましたが、事務負担は軽減されましたか。（〇は1つ）

- | | | |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや軽減 | 3 かなり軽減 |
|------------|--------|---------|

問5 事務負担の軽減のためにどのような方法が適切ですか。（〇はいくつでも）

- | | | |
|--------------|--------------|-----------|
| 1 労務台帳作成月の削減 | 3 給与台帳等による代替 | 5 その他 |
| 2 労務台帳提出回数削減 | 4 周知方法の簡略化 | (_____) |

問6 公契約条例の適用を受け、賃金下限額を下回らないように賃金を上げた従事者はいましたか。（〇は1つ）

- | | | |
|------|--------|-------|
| 1 いた | → 6-1へ | 2 いない |
|------|--------|-------|

(問6で「1 いた」とお答えの方に)

問6-1 賃金を上げた従事者がいた場合、全体の従事者の何割に相当しますか。(○は1つ)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 1割未満 | 3 3割以上、5割未満 |
| 2 1割以上、3割未満 | 4 5割以上 |

問7 公契約条例は、従事者の労働意欲の向上に効果があったと思いますか。(○は1つ)

- | | | |
|--------|----------|-------------|
| 1 そう思う | 2 そう思わない | 3 どちらともいえない |
|--------|----------|-------------|

問8 事業が公契約条例対象案件となったことで、今後、従事者の労働条件が改善し、従事者の生活安定に結び付くと思われますか。(○は1つ)

- | | | |
|--------|----------|-------------|
| 1 そう思う | 2 そう思わない | 3 どちらともいえない |
|--------|----------|-------------|

問9 下請負者(協力会社)の従事者の社会保険の加入はどのような方法で確認していますか。
(○はいくつでも)

- | |
|----------------------|
| 1 公契約条例労務台帳で確認している |
| 2 加入届・保険料領収書等で確認している |
| 3 口頭で確認している |
| 4 給与台帳等で確認している |
| 5 その他(具体的に) |

問10 適用案件に従事する従事者の人数や構成は、昨年度と比較して変動していますか。

① 従事者の人数 (○は1つ)

- | | | |
|------------|------------|---------|
| 1 概ね増加している | 2 概ね減少している | 3 変わらない |
|------------|------------|---------|

② 従事者の構成 (○は1つ)

- | | |
|----------------|--------------|
| 1 若年層増加、高齢者層減少 | 3 概ね変わらない |
| 2 若年層減少、高齢者増加 | 4 その他(具体的に) |

問11 その他、千代田区公契約条例に関してご意見・ご要望等ございましたら、ご自由にご記載ください。

--

ご協力ありがとうございました。

賃金実態等に関する設問(委託)

1. 下記の表中に該当する業務を担当している従事者の人数、時給を記入してください。

※下請負者を含む全ての従事者の令和4年8月時点のデータを記入してください。

業務の区分 ※1	職種 ※2	従事者数 (人)	時給(円) ※3		
			最低	最高	平均
(1)施設管理業務	設備点検保守				
	警備員				
	清掃員				
	受付				
	その他				
(2)給食調理業務	給食調理				
	配膳員				
	その他				
(3)清掃業務 (公園等清掃・緑地帯維持管理)	清掃員				
	作業員				
	その他				
(4)廃棄物、資源等回収業務	作業員				
	運転手				
	その他				
(5)窓口、管理業務	窓口、管理業務				
	その他				

※1 業務の区分について

1件の委託業務に「清掃業務」と「窓口、管理業務」が含まれるなど、複数の業務が存在する場合は、それぞれの業務に該当する職種の人数、時給のデータを記入してください。

※2 職種について

「作業員」と「運転手」を兼ねているなど、一人で複数の職種を兼任している場合は主に従事している方の職種を記入してください。

※3 賃金について

1時間当たりの賃金は、「公契約条例労務台帳」の作成と同じ方法で算定してください。

(参考)公契約条例に基づく令和4年度の賃金下限額 裏面のとおり

2. 業務従事者の国籍を記入してください。(該当するものに○をつけ国籍を記入してください)

- 1.中国 2.韓国 3.フィリピン 4.ベトナム 5.タイ 6.ネパール
 7.不明 8.その他 (. .)
 9.いない

令和4年度 職種別賃金下限額

(1時間当たり)

職種	賃金下限額
警備員	1,463円
保安全管理員	1,969円
清掃員	1,122円
介護職	1,122円
栄養士	1,440円
保健師・看護師	1,478円
上記以外	1,104円

3. 指定管理協定

千代田区公契約条例に係るアンケート調査（指定管理）

問1 公契約条例が適用される従事者等の範囲や賃金下限額など、従事者等へ周知すべき事項について、どのような手法で周知しましたか。（〇はいくつでも）

- | |
|----------------------|
| 1 事業所や現場に掲示することで周知した |
| 2 各従事者に個別に書面で周知した |
| 3 口頭により説明し、周知した |
| 4 その他（具体的に _____） |

問2 公契約条例の周知にあたって周知カード（別紙見本・区が作成して受注者へ送付。従事者受領時、別紙確認書への署名）による周知方法を導入していますが、これはポスターやチラシに比べて事務の負担はどの程度ですか。（〇は1つ）

- | | | |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや負担 | 3 かなり負担 |
|------------|--------|---------|

問3 従事者等から、公契約条例に関すること（賃金・従事者の範囲等）で相談や問い合わせを受けたことがありましたか。（〇は1つ）

- | | |
|--------|-------|
| 1 なかった | 2 あった |
|--------|-------|

「2 あった」とお答えの方は、具体的に内容を記載してください。

問4 公契約条例が適用され、労務台帳等の作成などの事務は負担になっていますか。（〇は1つ）

- | | | |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや負担 | 3 かなり負担 |
|------------|--------|---------|

問4-1 令和2年度から全員分の労務台帳の作成を毎月から四半期毎（それ以外の月は新規従事者のみ）に変更しましたが、事務負担は軽減されましたか。（〇は1つ）

- | | | |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや軽減 | 3 かなり軽減 |
|------------|--------|---------|

問5 事務負担の軽減のためにどのような方法が適当ですか。（〇はいくつでも）

- | | | |
|--------------|--------------|-----------|
| 1 労務台帳作成月の削減 | 3 給与台帳等による代替 | 5 その他 |
| 2 労務台帳提出回数削減 | 4 周知方法の簡略化 | (_____) |

問6 公契約条例の適用を受け、賃金下限額を下回らないように賃金を上げた従事者はいましたか。（〇は1つ）

- | | | |
|------|--------|-------|
| 1 いた | → 6-1へ | 2 いない |
|------|--------|-------|

(問6で「1 いた」とお答えの方に)

問6-1 賃金を上げた従事者がいた場合、全体の従事者の何割に相当しますか。(○は1つ)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 1割未満 | 3 3割以上、5割未満 |
| 2 1割以上、3割未満 | 4 5割以上 |

問7 公契約条例は、従事者の労働意欲の向上に効果があったと思いますか。(○は1つ)

- | | | |
|--------|----------|-------------|
| 1 そう思う | 2 そう思わない | 3 どちらともいえない |
|--------|----------|-------------|

問8 事業が公契約条例対象案件となったことで、今後、従事者の労働条件が改善し、従事者の生活安定に結び付くと思われますか。(○は1つ)

- | | | |
|--------|----------|-------------|
| 1 そう思う | 2 そう思わない | 3 どちらともいえない |
|--------|----------|-------------|

問9 下請負者(協力会社)の従事者の社会保険の加入はどのような方法で確認していますか。
(○はいくつでも)

- | |
|----------------------|
| 1 公契約条例労務台帳で確認している |
| 2 加入届・保険料領収書等で確認している |
| 3 口頭で確認している |
| 4 給与台帳等で確認している |
| 5 その他(具体的に) |

問10 適用案件に従事する従事者の人数や構成は、昨年度と比較して変動していますか。

① 従事者の人数 (○は1つ)

- | | | |
|------------|------------|---------|
| 1 概ね増加している | 2 概ね減少している | 3 変わらない |
|------------|------------|---------|

② 従事者の構成 (○は1つ)

- | | |
|----------------|--------------|
| 1 若年層増加、高齢者層減少 | 3 概ね変わらない |
| 2 若年層減少、高齢者増加 | 4 その他(具体的に) |

問11 その他、千代田区公契約条例に関してご意見・ご要望等ございましたら、ご自由にご記載ください。

--

ご協力ありがとうございました。

賃金実態等に関する設問(指定管理)

1. 下記の表中に該当する業務を担当している従事者の人数、時給を記入してください。

※下請負者を含む全ての従事者の令和4年8月時点のデータを記入してください。

指定管理業務の区分	職種 ※1	従事者数 (人)	時給(円) ※2		
			最低	最高	平均
施設管理業務等 (窓口・清掃・廃棄物処理を含む)	設備点検保守				
	警備員				
	清掃員				
	受付				
	作業員				
	運転手				
	窓口、管理業務				
	その他				
介護業務(支援員等を含む)	生活相談員				
	看護師				
	保健師				
	介護職員				
	機能訓練指導員等				
専門業務					
(栄養士・調査員・学芸員 等を記載してください。)					

※1 職種について

「作業員」と「運転手」を兼ねているなど、一人で複数の職種を兼任している場合は主に従事している方の職種を記入してください。

※2 賃金について

1時間当たりの賃金は、「公契約条例労務台帳」の作成と同じ方法で算定してください。

2. 業務従事者の国籍を記入してください。(該当するものに○をつけ国籍を記入してください)

- 1.中国 2.韓国 3.フィリピン 4.ベトナム 5.タイ 6.ネパール
7.不明 8.その他 (. .)
9.いない

令和4年度 職種別賃金下限額

(1時間当たり)

職種	賃金下限額
警備員	1,463円
保全管理員	1,969円
清掃員	1,122円
介護職	1,122円
栄養士	1,440円
保健師・看護師	1,478円
上記以外	1,104円